

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 柏女 霊峰

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

障がい児支援の見直しを緊急に進めるべきである

柏女 霊峰

1. 障がい児支援サービスの一日も早い法定化と拡充を願う

障がい児政策は、障がい者施策、子ども家庭政策のいずれからみてもマイナーであり、そのため、長らく十分な検討が進められてこなかった。2009年3月から開始された「障害児支援の見直しに関する検討会」が同年7月に提出した報告書は、政府がこの問題に正面から取り組んだ報告書として大きな意義を持つ。検討は、当事者を含み11回にわたる真剣な討議を経て、現時点で合意できる貴重な提言を行っている。

報告書は、「障害児についてなるべく一般施策との連携により対応していくという考え方からは、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきと考えられる。」と整理している。

これからの障がい児童福祉は、子ども家庭福祉の基本理念である「子どもの最善の利益の確保」や「子どもの権利保障(意見表明など能動的権利を含む。)」と「子育て家庭支援」、「公的責任」に加え、障がい福祉の基本理念である「自立と共生」や、切れ目があるがゆえに強調される「切れ目のない支援」をいかに組み込んでいくかが大きな課題となる。

『子ども』に普遍的に適用されるサービスは障がい児にも適用し、『障がい』の固有性に着目したサービスは障がい児にも適用していくことが必要とされている。「障がい児」は「子ども」であり、児童福祉法第一条にもあるとおり、まず、子どもとして「愛護」されなければならない。

この精神にのっとり、現行障害者自立支援法に規定する障がい児支援サービスを、原則として児童福祉法に規定し直し、かつ、検討会報告書に盛り込まれた新制度の法定化、実施体制の一元化、対象児童の拡大等を早急に進めるべきである。

2. 検討会報告書に盛り込まれた具体的提案等

- ①各種障がい児関係施設を、入所による支援を行う施設について「障がい児入所施設」(医療型・福祉型)に、通所による支援を行う施設について「児童発達支援センター」(医療型・福祉型)にそれぞれ一元化する。
- ②「障がい児通所支援」として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の制度を創設する。
- ③障がい児の通園施設通所サービスの実施主体を市町村とする。入所施設についても市町村に一元化を検討する。
- ④障がい児福祉サービスの利用に当たって、いわゆるケアマネジメントの前置を制度化する。
- ⑤サービスを利用できる障がい児の定義に発達障がい児を含める。

これらを実施するにあたり、子ども家庭サービスと障がい児支援サービスのかい離を埋めるための検討を具体的に進めることも必要とされる。具体的には、子ども一般施策における障がい児支援と療育等の専門的支援との整合性の確保、たとえば、保育所における障がい児支援と児童発達支援センターにおける障がい児支援との関係や一時預かり事業の障がい児への適用など。また、いわゆる社会的養護サービスを障がい児についても活用すること、たとえば、専門里親に対する障がい児委託の推進、児童家庭支援センターの障がい児関係施設への附置、一定の基準を満たすおもちゃ図書館を地域子育て支援拠点事業として補助の道を開くこと、障がい児入所施設の小規模化や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の活用、障がい児入所施設における自立支援計画策定の導入など、検討すべき課題は多い。このほか、教育・労働分野との切れ目のない支援も大きな課題である。

以上